**住宅の熱損失防止改修工事等に係る固定資産税の減免措置について**

平成26年４月１日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した年の翌年度１回限り、120㎡相当分まで固定資産税の減免を受けることができます。

**〇減免を受けるための主な要件**

１　次の省エネ改修工事

　①窓の断熱性を高める改修工事（必須）

　　　②床等の断熱性を高める改修工事

　　　③天井等の断熱性を高める改修工事

　④壁の断熱性を高める改修工事

　　　　（外気等と接するものの工事に限る。）

２　性能等の要件

　　　　改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること。

３　工事費の要件

　　　　補助金等を除く自己負担額が60万超（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に関する工事費と合わせて60万円超）であること。

４　改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

**〇減額の内容**

　　改修工事を行った住宅の固定資産税額の３分の１（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は３分の２）

※新築住宅の減免や耐震改修工事による減免と同時には適用できません。ただし、バリアフリー改修工事による減額との適用は可能です。

**〇減額される期間**

　　改修が行われた翌年度分（適用は１回限り）

大木町役場　税務町民課　固定資産税担当

電話：0944-32-1067（直通）

**〇申告に必要な書類**

１　増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関等）

２　工事明細書・領収書等、改修工事の内容及び費用を確認できる書類（施工業者）

　　　　上記のほか、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、そのことを証明する書類